

平成20年度決算に基づく石垣市の健全化判断比率及び資金不足比率について

平成21年11月24日

石垣市長 大瀨 長照

1. 要点

平成22年度決算に基づく健全化判断比率、及び資金不足比率については、石垣市の各会計（普通会計・各公営企業会計）とも経営健全化基準内となっています。

2. 健全化判断比率の概況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
石垣市	—	—	15.3	141.3
早期健全化基準の数値	13.07	18.07	25.0	350.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合は、赤字がないことを表す。

- 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示したもの。
- 連結実質赤字比率：全会計（普通会計・公営企業会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示したもの。
- 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。
- 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、現時点での自治体が将来負担する可能性のある借金の総額と、1年間の収入を比べた数値のこと。数値が100を上回れば借金超過となる。

3. 資金不足比率の概況

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
港湾事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	

※ 資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

- 資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示したもの。